

第五十八回国会 衆議院 大蔵委員会 議 録 第十三号

昭和四十三年三月二十二日(金曜日)

午前十時五十分開議

出席委員

委員長 田村 元君

理事 金子 一平君 理事 毛利 松平君

理事 山中 貞利君 理事 渡辺美智雄君

理事 只松 祐治君 理事 村山 喜一君

理事 竹本 孫一君

大久保武雄君 奥野 誠亮君

河野 洋平君 小山 省二君

四宮 久吉君 地崎宇三郎君

西岡 武夫君 古屋 亨君

村上信二郎君 村山 達雄君

山下 元利君 吉田 重延君

井手 以誠君 佐藤惣次郎君

中嶋 英夫君 広沢 賢一君

広瀬 秀吉君 武藤 山治君

岡澤 完治君 河村 勝君

田中 昭二君

出席政府委員
大蔵政務次官 倉成 正君
大蔵省主計局次長 相沢 英之君
大蔵省主税局長 吉國 二郎君

委員外の出席者
自治省税務局局長 森岡 敏君
県税課長 専 門 員 拔井 光三君

三月二十二日

委員岡澤完治君及び松本忠助君辞任につき、その補欠として西村榮一君及び広沢直樹君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員西村榮一君辞任につき、その補欠として岡

澤完治君が議長の指名で委員に選任された。

三月二十一日

農地の相続税及び贈与税の評価方法に関する陳情書(京都府議会議長長羽室清)(第一一五号)

売上税創設反対に関する陳情書(京都府議会議長長羽室清)(第一一六号)

勤労所得税の課税最低限度額引上げ等に関する陳情書(外九百六十二件)(飯田市追手町二の二信

南交通労働組合執行委員長宮沢逸夫外一万二千

百九十二名)(第一五一号)

売上税創設反対等に関する陳情書(千葉市松ヶ

丘町六三二鈴木春枝外七万八千九百七十七名)(第一

五八号)

中華人民共和国からの輸入品に対する関税格差

撤廃に関する陳情書(大阪市東区北浜四の三八

日本国際貿易促進協会関西本部理事長川勝伝

(第一五九号)

国立療養所の特別会計制等に関する陳情書(旭

川市議会議長柴田登志雄)(第一九四号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第

六号)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第

七号)

○田村委員長 これより会議を開きます。

所得税法の一部を改正する法律案及び法人税の

一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。

岡澤完治君。

○岡澤委員 私は、約四十分ほどいただきまし

て、最初に税体系の問題、それから所得税の税率の問題、それからサラリーマン減税の問題、住宅減税の問題、最後に徴税機構の一元化あるいは税制機構の一元化、合理化の問題等についてお尋ねをいたしたいと思います。

最初に、税体系の問題でございますけれども、

申し上げるまでもなしに、いかなる税目によつて

税体系を構成するかというところは、きわめて重要

な問題でございます。その構成が、個々の納税者

の間に配分される税負担に異同を生ずることはも

ろんでございませうけれども、一國の、日本の経

済一般に対しても、大きな影響を与えたと私は考

えます。税体系の問題につきましては、従来から

直接税、間接税の割合をどうするかということ

が、しばしば議論されてきたわけでございませう

が、以下、二、三の点について大蔵省の、特に大

臣と主税局長——大臣はおられませんが、倉成

次官の御見解と主税局長の御見解を伺いたいと思

います。

最初に、四十三年度の税制改正によりまして、

直接税と間接税の割合がどういふふうになるの

か、お尋ねいたします。

〔委員長退席、金子(一)委員長代理着席〕

○吉國(二)政府委員 四十三年度の税制改正を突

施いたしますと、四十三年度の直接税と間接税の

比率は、直接税が五九・七％、間接税が四〇・

三％程度になる見込みでございます。

○岡澤委員 昨年及び一昨年の比率をちよつと聞

かせてください。

○吉國(二)政府委員 四十二年の補正後の姿で

申し上げますと、直接税が六〇・一％、間接税が

三九・九％でございます。四十一一年の実績は、

直接税が五九・三％、間接税が四〇・七％ござ

います。したがいまして、四十三年度の予算で見

積もったところでは、四十一年度よりは間接税の

比重が下がっております。

○岡澤委員 いま、お答えがございましたが、少

なくとも、四十二年と四十三年度を比較いたし

ますと、間接税の比重が上がる。かつて田中大蔵

大臣の時代に、間接税中心の方向に移行するとい

う意味の発言がございました。今回の間接税の増

税、あとでたばこその他の議論になりますけれども

も、間接税中心の税体系に移行しようという田中

前大蔵大臣の考えの方向にわが国の体系も進もう

ということのあらわれと見ていいでしょうか。

○吉國(二)政府委員 今回の改正は、毎々申し上げ

ておりますように、一方においてはわが国の税

制におきましては、所得税、法人税から生じます

る自然増収が大体七割近くを占めるわけでござい

ます。したがいまして、ほうっておきますと、直

接税のウェイトは、だんだん高くなります。その

中で負担の過重を来たしておると見られる所得税

については減税をする。一方、酒、たばこにつ

きましては、たとえば酒でございますと、ここ十年

程度は国民総生産に対する酒税の弾性値を見ます

と、〇・七七ということになっておりまして、毎

年ウェイトがむしろ減ってくる傾向にあるわけで

ございます。租税全体の弾性値は一以上でござい

ます。これが一つの理由としては、酒、たばこに

ついては従量税率がとられておりまして、全体の

所得、物価水準が変わってくるのにかかわらず、

定額に置いてある。そのために相対的に税負担が

低下する。その他の税は大体所得、物価にスライ

ドして税が上がるものがございます。それを

直そうという趣旨でございますので、したがいま

まして、いま御指摘がございましたが、四十二年

度に対しては、確かに若干、間接税の比率は上が

りますけれども、その前の年から比べますと、む

しろ下がっております。まだ直し切れないという姿で

ございます。

かられなかった点がございす。ですから、当時は課税所得が五十万円をこえると最高の税率を適用するといふようなきびしい税率でございす。しかし、当時の国民所得は低かったわけで、現在は当時から見ると、国民所得が十倍近くになっております。それを考えますと、当然その間に、税率の緩和が行なわれてしかるべしということになると思つてございす。それが昭和三十三年に相当しい切った緩和をいたしました。その後さらに所得水準が上がりまして、おっしゃったとおり、税率構成というものが事態に沿わなくなつてきつたといふことは事実だと思ひます。ただ、いままで日本の所得構成といふものが、どちらかと申しますと、小さいほうの所得に広く広がつておりました。

そこで、三十五、六年当時でございす。給与所得の収入金額が百万円をこえるといふ人が二、三％しかなかった。したがつて、そういうところでは税率の緩和よりも、課税最低限の引き上げによる影響のほうが、はるかにきくものでございす。で、課税最低限の引き上げといふことには、どうしても片寄らざるを得なかつたと思ひます。しかし、現在になつてまいりますと、おそらく昭和四十三年度——四十三年度の実績はまだ出ておりませんのでわかりませんが、推計をいたしますと、給与所得の収入が百万円以上といふのが納税義務者の二割をこえると思ひます。これは三十五、六年当時の十倍以上の数字になつてゐるのではないかと申します。そういうことになつてまいりますと、やはり税率に對しても手を加えないと、さつきおっしゃいました大きな弾性値といふものは救えないのではないかと。弾性値が生ずる理由として、一つは課税最低限から出てまいりますし、一つは税率から出てまいりますが、課税最低限のほうから出てくる部分が非常に大きいかと考へられます。ところが、いろいろ推算してみますと、百五十万円程度の所得者のところでも、弾性値を計算してみると、やはり二・二に近くなる。そうしてみると、あの辺のきざみはかなりきつ

なという感じはございす。そういうことで、私もといひましたし、所得税の理想的な体系としては、課税最低限がこまで上がつてまいりますと、もはや課税最低限と税率と二つに分けて減税財源をあんばいするところまで近づいてきたのではないかと。感じはいたしますが、何せ税率に手をつけずと、かなりの財源を要するわけにございまして、その財政事情を勘案しながらも、意図的にはその方向をだんだんと強めていく必要があるのではなからうかという感じがするわけにございす。

○岡澤委員 お答えにもございまして、私も指摘しましたように、昭和三十三年の税率改正以来十二年間そのままである。しかもその間に世界でも珍らしい、またわが国としてもかつて経験しない経済成長を見てゐる。こういう場合に、この税率をそのまま適用するといふことは、どう考えても納得できないわけにございす。次官の御答弁でも最初は、税率改正の必要を認めておられる意味のおこぼのうに聞いておりました。最後では、やはりあまり積極的ではない、きわめて慎重な御答弁であつたわけにございす。私たちも、もちろんその課税最低限の引き上げの問題については、これはもう必要性をしばしば指摘し、また、それについては政府もある程度努力していることは認めるわけにございすけれども、案外忘れられてゐるのが税率の問題ではないかと思ひます。私は、わが党の、全国民の中産階級化といふことと結びつけて申し上げるわけにございせんけれども、先ほど指摘いたしましたように、中堅所得層の育成、保護、助成といふ点からいたしても、国民生活の安定からいたしても、税率改正につきましても、答申もございすし、ぜひ着目していただきたい。来年度あたりからの具体的なお答えを注目させていただきたいと思ひわけにございす。

次に、サラリーマン減税の問題についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

戦後の所得税に關する大きな特徴は、納税人員

の著しい増加であると思ひます。昭和三十一年に約一千万であつた所得税の納税人員は、昭和四十二年には二千万をこえると思ひ込まれております。中でも、増勢の目ざましいのは、私が申し上げるまでもなく、サラリーマンの納税者でございす。三十一年に約八百七十万でありました給与所得者の納税者数は、最近では千八百万人になつておりまして、所得税の納税人員に占める給与所得者の割合も八四％にのぼつてゐるの、御承知のとおり現状でございす。このような現象がどうしてできたか。いろいろ指摘できる点もあると思ひます。特に、この間における農家あるいは商工業者の納税者の推移から見て、これと比較すると、特に対照的な数字を示してゐるわけにございす。これは、日本全体の社会、経済的な情勢の変化に由来するといふことは考えられはしませんが、またサラリーマンだけが所得税を納めるという結果であるといふような簡単な結論は出しやいけないといふことはわかりますけれども、やはり、この数字を見ますと、所得税のあり方を検討する場合に、サラリーマンの負担の軽減について、優先的に配慮する必要があるといふことを端的に示してゐるのではないかと私は思ひます。

先ごろ三月六日に、北海道で例の町長さんが背任罪に問われて、その結果旭川地裁では無罪を言い渡した。その背景には、この町長さんは二十年來の町長の経験のあるベテラン町長であり、しかも、その町は農民が主体なところだそうでありまして、単に選挙目当てとか、あるいは人気取りであれば、農民に有利なことをするならわかりますけれども、数少ない給与所得の納税者を保護しようといふことは、やはりその町長のお気持ちの中に、公平の原則からいって、どうしてもサラリーマンが不当に不利益をこうむつてゐるという背景があつたのではないかと。考へられるわけにございす。また、裁判所が無罪を言い渡しました理由につきましても、法律的にはいろいろ考へられますけれども、やはり給与所得者である

裁判官としても、サラリーマンに対する課税が、他の所得者に対するのと比べて、かなり不公平な面があるといふことを前提にしてあつた判決が生まれたのではないかと。いふふうに見てもいいのではないかと。思ひわけにございす。同じような問題が和歌山でもございまして、また、ここに申し上げるまでもなしに、京都の裁判所では、同志社大学の島教授が、別の観点からではございすけれども、サラリーマン課税に關連した訴訟まで提起しておられるわけにございす。

サラリーマンの課税が不公平であり、不利益であるといふことについては、九・六・四といふことばが示すニュアンスにも、端的に国民感情としてあらわれてゐるのではないかと。いふふうには考へるわけにございす。特に、サラリーマンはその所得を自分の健康と労働力に依存するものでございす。ほかの資産所得なんか比べて、むしろ不安定でございす。またこれは、健康なときだけといふような有期的なものではあるといふ特徴もございす。普通は、サラリーマンの担税力といふものは、ほかの資産所得より低いといふのでありますが、課税の点では、ここにむしろその逆が行なわれてゐる。これもここで申し上げる必要もないことと。ございすけれども、給与所得者は、その支払いも源泉で徴収されてゐる。所得の捕提率は一〇〇％に近いものだといふかと思ひます。そういうことを考へると、給与所得者が、いわゆる租税の大原則であります公平の原則に全く反して、一番不利益な取り扱いを受けてゐるという感じを持つのはもつともだと私は思ひます。これは、単に訴訟にあらわれたからといふ意味ではなしに、形式上は別として、實質的には實際不公平だと断定して間違いないといふような感じを私は持ちます。

もう一つ、やはり給与所得者の不利益の点は、所得控除の点でございす。これも専門家の政府委員に御指摘することもないわけにございすけれども、現行の給与所得者に対する税制から見ますと、低い金額で控除の額が頭打ちされてい

る。これを他の事業所得等について見ますと、事業所得については、もちろん経費の頭打ちの制度はございせん。ここでもやはり大きな不利益を給与所得者が受けているということも指摘できるかと思ひます。

そこで、お伺いしたいわけでございすけれども、昭和四十三年度において、四十二年に引き続いて、給与所得者の控除の引き上げをはかつてはおられるようございすけれども、今後サラリーマン納税者のために、どのような配慮をしていこうという御用意をお持ちであるか。このままでいいと考えておられるか。その場合に、具体的に給与所得控除の大幅な引き上げというようにことをお考えになる意図があるのか。あるいはそうではなしに、給与所得者がサラリーを取る場合に必要と認められる経費について、個別の事情をしんじやくして、事業所得と同じような方向で優遇措置を講じようというふうにお考えであるのか。その辺の事情を、次官と局長の両方からお聞きをいたしたいと思ひます。

○倉成政府委員 昨日、平林委員の御質問に對しまして、主税局長からのお答えした点で一応尽きていと思ひますけれども、ただいま御指摘のとおり、給与所得者の所得税納税人口の中に占める数が、昭和四十三年で千八百十六万、比率にいたしますと、給与所得者が八三・九、農業所得者が二七・七、工業・三、それから、農業所得者以外の事業所得が百五十八万七・三、その他の所得者が百六十二万七・五と、圧倒的に給与所得者が多いわけでありす。また、御指摘のように、いろいろな理屈は別として、サラリーマンは税金が重い、そして給料袋から天引きされるといふことで、税の捕捉が完全に行なわれている。こういう意味から、他の事業所得等との不均衡があるではないかという御指摘はまことにこともつともでありますし、実感としてそういう感じをサラリーマンが持つておるといふことは私も率直に認めたいと思ひます。したがって、この問題につきましては、税制調査会の四十二年の中間答申で

も、給与所得控除についての考え方について、どういふふうな考え方があるかということをする述べておるわけでありす。結局は、サラリーマン特有のこういう費用を、どこまで控除すべきかということをお考えすることは非常にむずかしい、個別のケースについてやることは非常にむずかしいので、やはり包括的に何らかの基準で概算的に控除を認める以外にはないのではないかと、非常に何というか、ただいまの御質問からいたしますと、あまり歯切れのよくない答申が出ていますのでございすけれども、しかし、この問題については、やはり将来、十分検討していかなければならぬ点だと思ひますので、主税局長からひとつ、なお補足していただきたいと思ひます。

○吉國(二)政府委員 給与所得者の負担が、ほかの所得者に比して重いのではないかと、この問題は、税制面と執行面と両方考えなくちゃならぬ問題だと思ひます。御承知のとおり、源泉徴収をされてはいる給与所得者の場合は、これはほとんど一〇〇%近く捕捉される。これに對しまして、申告納税義務者の場合は、こういう言い方はいけなないのかもわかりませんが、何といつても、自主的な納税ということになっております。その納税者の自覚が高まって、正しい所得を申告するという習慣が、漸次確立しつつありますけれども、まだ戦後二十年でございまして、そこまで十分いってないといふ点から、徴税機構といたしましては、調査をして更正をやるというのはまだしはば行なわれております。しかも、その更正も部分的であつて、もっと更正があつてしかるべしじゃないかという御意見もあるわけございす。しかし、これは幾ら手を尽くしましても、納税者自身の自覚の向上がなければ百年河清を待つといふことになると思ひます。私どもは、この所得税の納税義務者の申告納税に徹するという立場を、できるだけ税務行政の上では誘導していくといふことに努力を続けているわけございす。

一方においては、何と申しまして、先ほど来

お話がございましたように、税負担が重いということが申告の自覚をある程度曇らせている。やはりある程度毎年のように減税をしていく過程において、自覚も向上していくんじゃないか、また、その過程において、不均衡もだんだん是正されていくのではないかと、期待を持っておりますので、税制の改正と相まって、税務行政の改善といふことで、税務行政を通じて納税者の申告の改善というところで長期的には解決していく問題だと思ひます。短期的には、きのうも申し上げたのでございす。短期的には、きのうも九・六・四と世にいわれるほど明らかに差があるなら、給与所得については特別の控除をしたらいいじゃないかという、把握控除という現実にあつたお考えもあるようございす。これは前から申し上げておりますように、もしそれとりました場合には、他の所得者の申告の向上といふことは望めなくなるわけございす。給与所得者は八割でいい場合、申告も八割でいいじゃないかといふことになると、申告納税は根本からくずれますので、そこはどうしてもできない点でございす。

ただ、給与所得の中には、きのうも申し上げましたが、担税力の問題、源泉徴収の問題、さらに一番大きな問題としては、概算経費の問題が一つの理由づけになつておるわけです。担税力の問題は、最近、中小企業の方から逆のことを言われておりました。給与所得者については、だんだん社会保障制度、退職年金制度とか、あるいは失業保険制度とかいふものが整備されてきて、むしろ安定性を持つてゐるのは、つとめ人のほうが安定性がある。中小企業は、ちよつと引き締められればすぐ倒産してしまふやないかという反論もございまして、むしろ事業所得者の負担を軽くしろといふことを事業側からは言つておるような実情もございす。何と申しまして、所得の概算経費といふものが給与所得控除の一番大きなポイントだと思ひます。そういう意味で、給与所得控除が、いまの最高額を今度は引き上げて二十

八万円にいたしましたけれども、これでいいのかどうか。きのうも御意見がございましたが、また、さつき私が申し上げましたように、昭和二十五年から所得水準がすでに十倍近く上つております。物価水準も上つておるとすると、給与所得控除についても、やはり絶えず何らかの形で見直しが行なわれてしかるべきだといふ感じはいたしております。最近、ここ三年ばかり続けて給与所得控除を上げました。きのうは、七年間据え置きだといふお話がございましたが、七年間据え置きのものを三年続けて上げておりました。そういうことだと思ひます。今後こういう点を税制調査会等でもさらに深く分析していただきたいといふのが私たちの希望でもあるのでございす。私も自身も努力をしてまいりたいと思つております。

〔金子(一)委員長代理退席、毛利委員長代理着席〕

○岡澤委員 時間の關係で次に進ませていただきまして、いわゆる住宅減税についてお尋ねをいたしたいわけでありす。

佐藤総理も、あるとき新聞記者会見で、現在の国民の消費傾向と関連して、国民の消費がいわゆる三Cに向いてゐるのを、住宅のほうに目を向けるような施策を講じたいといふことをおっしゃつたわけでありす。そうしてまた、住宅建設が現政府の大きな緊急課題として取り上げられておることもし上げてゐるまでもないのでございす。税制面に關する限り、そういう政府の意図あるいは総理の発言が、具体的にあらわれてゐるところはないような感じがするわけでありす。しかも、住宅建設につきましては、政府は、その相当数をむしろ民間の自力建設にたよるといふ方針をとつてゐるわけでありす。しかし、現実には、中堅サラリーマンといわれる方々が、自分の持ち家を持つといふ場合には、きわめてきびしい税制上の、あるいは金融上の隘路があることは言うまでもございせん。そこで、このような持ち家制度に關連をして

二、三点お伺いいたします。

まず、主税局長にお聞きいたしますけれども、政府としては住宅対策として税制上どのような措置をとってこられたか、最初にお聞きいたします。

○吉田(二)政府委員 ただいま御指摘でございますが、住宅対策がいわば日本として最後に残った政策じゃないかという気がいたしますが、この住宅対策の基礎になりますのは、実は、やはり土地問題の解決ではないかと思ひます。その意味で、実は、税制調査会でも、土地税制部会を特別につくりまして検討を続けてきたわけでございますが、中間的な結論をいたしましては、何と申しますと、税制というものは補完的機能を果たすので、その前提として土地制度がある程度確立されなければ、実効のある税制はできないのじゃないか。たとえば開発利益を徴収すると申しまして、開発地域というものがはつきりきまつてこないとなかなか実行できないし、また、空地地税と申しまして、どこの地域を空地地税の対象にするかということも大きな問題でございます。

〔毛利委員長代理退席、委員長着席〕
そういう点で、そういう制度が確立してくれば、それを裏づけるものとしては強力なものになると思ひますけれども、税制だけがそういうものを自主的にきめてしまうということは、これは土地政策に対してたいへんな制約になりますので、そういうことから、あるものがきまれば方法はこれだけありますという検討はいたしておりますが、ついに結論が出ずに、四月以降の検討に延ばされて、そういう意味では、その点まだ税制としては完全な解決をはかっておりませんが、とりあえずは、例の住宅の買いかえ制度ということで当面の問題は防いでおるわけでございますが、具体的な住宅対策としてとっておりますのは、国税ではこの一月から実施に入りまして住宅貯蓄控除制度、これは、一定の積み立て期間三年間で積み立てをいたしまして、長期、二十年以上七分五厘以下という融資を受けた場合に、三年間、その積み立て

額の四％——失礼しました。二年間でございまして、積み立て額の四％相当額、最高一万円を税額控除するという制度、これがことしから始まつたわけであります。

それから、企業の従業員が住宅を低廉な価格で譲渡を受ける、あるいは安い利息で住宅金融を受けた場合、これは従来でございまして、その適正な価格あるいは適正な利息との差額を経済的利益として課税してございまして、住宅のためである場合にはそれを非課税とするという制度をとりました。

それから三番目には、これは逆の立場でございますが、特定の大規模な住宅造成をやりまふ場合に、その土地取得を容易にするために、土地譲渡者に対して三百万円の特別の控除を、四十三年から二年間認めることになりました。その促進をはかっております。それから一般新築貸し家住宅につきましましては、その取得したときから五年間二十割増し、耐火構造の場合は三十割増しの特別償却を認めまして、貸し家住宅の建設を容易にすることをやっております。それから個人が住宅を建てた場合には登録税を減免をいたすということをしていたしております。それから地方税では、新築住宅並びに新築住宅用の土地につきまして不動産取得税を一部軽減をいたしまして、さらに固定資産税につきましても、新築貸し家住宅については三年間減額をいたしております。さらに新築の中高層住宅について固定資産税の軽減を行なつてゐるわけでございます。これらが住宅に対する直接の税制としての対策でございます。

ちよつと私間違ひまして、貯蓄の分は三年間でございまして、それから三百万円の特別控除も三年間でございます。

○岡澤委員 こまかい点ではかなり詳しい配慮はしておられるようでございますけれども、やはりきめ手になるような住宅政策というのはまだ税制上は、まあおっしゃる通りに税制そのものは補完的な要素しかございせんけれども、しかし、やはり金融と税制というのは、きわめて大事な住宅政策の一環だと思ふのでございまして、その点で特にこれからの前向きな政策について、これは次官からぜひ、特に持ち家制度を奨励するという意味から、これはもう政府の一枚看板といつてもいいくらい建設的な政策のシンボルでもあるわけでございますから、住宅政策として、税制上こういう構想を持つてゐる——構想を持つてゐるとおっしゃったからといって実現すると、そこまで一足飛びに責任を追及するつもりはございせんが、むしろ国民に希望を持たすという方向から、将来の見通しについてお答えをいただいております。

○倉成政府委員 税制につきましましては、主税局長からもお話し申し上げたとおりでございますが、政府といたしましては、御案内のように住宅建設五カ年計画というのがございまして、四十一年から四十五年までの間の五カ年計画であります。四十三年度はやはり最重要施策の一つとして、政府施策住宅を、四十二年度四十五万二千戸でありましたが、四十三年度は四十九万六千戸、四万四千戸増加されておるわけであります。それから一般合計では六百四十九億の四十二年度予算に対して七百一億、財政投融資で昨年三千四百十億を三千六百六十三億、住宅公庫と住宅公団に対する財政投融資であります。結局これによって政府施策住宅を四十九万六千五百戸、こういう計画にいたしております。一応中堅労働者向けの持ち家を推進していき、あるいは公共賃貸住宅を増加していくというような施策をいたしておるわけであります。

これとあわせて土地開発等に施策をいたすというのが現在の政府の住宅政策のあらましであります。しかし、ただいま御指摘のように、いま主税局長からもちよつと触れましたように、住宅政策の基本的な土地問題にあるといつても過言ではなない。しかし、土地問題と申しまして、私はその前提に人口の集中、今日の都市化現象、また一方における過疎化の現象、これをどう考えるかというところが、やはり住宅政策を考える場合に、さら

に深めて考えなければならぬ基本的な問題である。もつと突き詰めて申しますと、全国の総合開発と申しますか、全国の土地を一億の国民が、最も理想的に、最も効率的に、最も愉快に住むにはどうしたらいいか、そういう一つの構想があつて、これに基づいてやはりこれから先の日本の国土計画というものを考えていかなければならぬ。その一環としての住宅政策でなければならぬ。ただ、人口が集まつて家が足りないから、ほんとうに食うや食わずの、マッチ箱みたいな住宅をむやみにつくっていくのはいいかどうかということ、これは一つの哲学と申しますか、ものの考え方と申しますか、やはりそういう基本に触れる問題ではなからうかと思つてゐるわけであります。この基本的な問題を十分踏まえてこれから先の住宅政策を推進していくことが、やはり大切であると思ひますので、私もこういう問題について、いまいろいろと勉強させていただいておる。いろいろ具体的な御提案をいただき、この御提案について、取り上げべき問題があればひとつ思ひ切つて財政あるいは財政投融資について考えてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○岡澤委員 問題意識は十分お持ちいただいているようでございまして、いろいろの御検討はいただいているようでございまして、具体的なものになるとわれわれの知恵を借りて、無い知恵を出すといひますか、これは国民が喜び、あるいはまた政府の住宅政策は単に看板だけでないということ、これを納得する上からも、住宅不足者の生活問題だけではなく、国民生活安定という点からも、いま一番おかれております住宅問題について税制面からもぜひ御検討をいただきたい。

それとも関連いたしますので、主税局長に、諸外国で住宅対策について特別な政策をとつてゐる国の例がございましたらお答えいただきたい。

○吉田(二)政府委員 御承知のように、各国は土地制度がかなり確立しておりますので、日本では

われます空閑地税をやっておたりするようになこととが国によつてはできております。

これは別といたしまして、直接の住宅対策につきましましては、アメリカでは一般の借入れ利子と同じく、住宅借入れ金にかかる利子を控除するというような制度があるようでございます。イギリスは特別の住宅政策は税制上はないようでございますが、ドイツでは日本によく似た制度がございます。新築住宅の特別償却という制度をとりまして、ドイツの税制では、御承知のとおり自家用住宅の用途につきましては、いわゆるみなし所得といたしまして、発生所得としてその用途に対して課税をしております。その関係で、住宅については減価償却を認めるわけでございます。日本では自家用住宅の用途に対しては課税しないかわりに、減価償却を認めない、課税外に置いておりますが、ドイツの税制は、一応自分の住宅をつくつても、かりに貸し家として貸したら幾ら利益があるかというのを推定して課税をしておるわけでございます。それに対して償却がございしますが、新築住宅については八年間割り増し償却を認める、そういう制度をとっております。

それから住宅貯蓄所得控除というものがございまして、それが建築資金の貸し付けを受ける目的で建築積み立て金をした場合、その積み立て金のうち独身者の場合千五百マルク、約十万円でございますが、所得控除をやるということになっております。この点日本でございまして一百万円の税額控除でございますから、かりに最低税率の九・五で逆算をいたしますと、ちょうど九万五千円で、ほぼ似たような制度でございます。ただ、ドイツの場合は、高額所得者になればなるほど税額控除が大きくなります。その点は日本は一番税率の低い人が、ドイツと同じくらい、税率が高くなると、ドイツよりだいぶ差ができてまいります。その点からいえば、低額所得者の住宅を確保するという点では、ほぼ似たような制度であるということがいえるかと思ひます。なお、ドイツでは公共性を持つ住宅組合等については法人税を免除するという

制度があります。

○岡澤委員 この問題は、税制面だけから解決できる問題ではもちろんございせんけれども、持ち家制度というのは、先ほど来繰り返してあります中堅サラリーマンにとつての夢でございますし、佐藤政権の看板でもあるわけでございまして、私、数年前、地方議員をしておりまして、スウェーデンに参りましたら、スウェーデンでは少なくとも結婚して、しかも普通の定職を持ったサラリーマンであれば、自分の家が持てるという、これは税制だけでなしに、金融面からの措置もあると思ひますけれども、制度が確立しているようであります。日本の場合も、こゝまで経済成長した現在において、少なくともまじめな職業についた国民が、自分の家は持てるのだという税制上、金融上その他の制度上の確立ということが私は必要ではないか。頭のいい大蔵省の皆さんに、特にこれはお願いをして、次官からも哲學問題まで出して御答弁がございましたので、ぜひこの点は御一緒に何とか前向きで検討してほしいと思ひます。

最後に、国税、地方税を通じての税制の一元化と徴税の合理化の問題についてお尋ねをいたします。

私から言うのもおかしいのでございますけれども、御承知のように、個人の所得につきましては、国税は所得税、地方税の場合は住民税、事業税がございまして。また法人につきましては、国税では法人税、地方税につきましては住民税、事業税があるわけでございます。いわば重複構造をとつております。もちろん地方自治の原則という憲法上の要請がございましてこういう制度も確立されたと思ひますし、そういう面での必要性はもちろんです。また意義は無視できないと思ひますけれども、しかし、これを納税者という面から見ますと、これは税務機構が複雑化し、また徴税コストの上からも、納得できない感じを否定できないと思ひます。また、アダム・スミスの租税原則を持ち出すまでもなしに、納税者の便宜からい

まして、国税は税務署に行く、地方税は府県事務所にいく。非常にむだでございまして、最終徴税費の問題からいいますと、これはやはり無視できない問題ではないか。この国税、地方税を通ずる税制の一元化の問題と徴税の合理化、能率化の問題についていかなるお考えをお持ちであるか、現状に満足しておられるのか、問題点はどこにあるのか。大きな問題ではございません。

その前に、自治省もお見えのようでございまして、徴税人員の数等も明らかにしたい。ただ、国税関係の徴税にはどれくらいの人員が現在従事しておられるのか、地方税にはどれくらい従事しておられるのかという事を明らかにしたい。事の上で、この合理化、能率化の問題について、税制と機構の両面からお答えをいただきたいと思ひます。

○吉岡(二)政府委員 国税職員は、四十一年度の調べで、五万一千五百五十一人という定員になっております。地方のほうは、府県では二万五千八百二十六人、それから市町村が六万二千三百八十九人という数字が出ております。

○森岡説明員 いま主税局長から御説明いただきましたように、地方のほうは概数で都道府県が二万五千五百人、市町村六万二千人、そういう数字になっております。

○岡澤委員 これで明らかにいたしましたように、国税で五万人、地方税の場合はむしろそれより多い九万人がこれに従事しておる。どう考えまして、私は別々の機構で――昔のような付加税に返れという意味ではございせんけれども、便宜性からいいますと、納税者の負担の点からいいますと、先ほど言いました最小徴税費の原則からいいますと、このままでいいという感じは率直にいたしていいわけですか。これは時間をかけて検討してもらわなければいかぬ問題であるといふこともわかりますけれども、ぜひこの問題について一環として、所得税と住民税、事業税については申告の一本化ということははかられたようござ

いますけれども、いま申しました機構とか、あるいは税制、その本来のものについての一元化等についてはまだ手がつけられていないようでございますが、この辺について、これは政策的な問題です。また、やはり次官からも、それから主税局長、自治省、それぞれのお考えをぜひ聞かしておいていただきたい。あるいは、これから慎重に検討するということでもけっこうでございますけれども、このままでいいという気ははどうしてもいたしません。

○倉成政府委員 ただいま御指摘になりましたように、国税に従事している人員が約五万、それから地方の税務機構の方々が約九万ということでありまして。私は大蔵省に参りまして、国税庁、税関、そういうところの、実際仕事をやっている実情をいろいろ伺つてみますと、現場の第一線の諸君が非常に苦勞しており、とにかく仕事は非常にふえてまいりますのに定員で押えらるるために、非常に表に出ない苦勞をしております。非常にやりにくくなつてきておる、そういう面をいろいろ伺つておりました。何とかひとつこれらの諸君がもっと仕事のやりやすいように、もしふやすことができれば、もっと定員をふやすことができれば、もっと努力してまいりました。そのときやばり、ただいま御指摘の、国と地方と同じ徴税に従事している人員が、税金の額は国税、地方税大体同じ程度だと思ひますが、これが五万と九万という徴税人員であるというのを、何かもう少しお互いに協力して合つて、合理的にする方法はないかという事を、ちょうど同じことを考えまして、これらの点について、行政管理局の木村長官に、この話も実は私がいたしたこともあるわけでありまして。しかし、御指摘のようにこの問題については、国税と地方税の税の配分をどうすべきかという問題、それからまた、地方自治の本質に触れる問題、その他いろいろ基本的な問題がありまして、いま直ちに一本化してやたらいいじやないかという単純な議論は、結論が出てこ

ないと思ひますけれども、しかし、少なくとも税務の仕事に携わっている人たちが、非常に現場の第一線で、国税も地方税も苦勞してやっているとやわらげて、もっと能率的にやるためには、何らかの相互の調整をはかつていくことが大切なことではないかと考えておりますので、私も大蔵大臣とも相談しまして、この問題は前向きに考えていきたいというふうに思っております。

○岡澤委員 いまの次官の御答弁の趣旨は、むしろ徴税側の苦勞を強調されておられる。私は国民側から見まして、二重機構のためにたいへん不便をこうむり、しかも税負担を加重されておられる。そういう点からもこの合理化、簡素化ということは、ぜひ必要じゃないかという意味でお尋ねしているわけなので、まあ次官のお立場としては、官吏もかわいいかもしませんが、納税者の側からぜひ積極的なお答えをいただきたい。たまたまの側からありますが、主税局長と自治省のほうからも御意見がございましたら、ちょっとお伺いしたいと思ひます。

○吉國(二)政府委員 ただいま政務次官が言われたとおりだと思ひますが、戦前は御承知のとおり大體付加税制度でございまして、一部徴税を市町村が受け持つというような形をとっていた。戦後、ことにシャープ税制がございまして、地方税が中心で、付加税の禁止というような形ができたわけでございます。いま一番問題な点は、おそらく納税者の側から見ると、一つは固定資産税の評価という問題と相続税の評価という問題が一元的でないということ、それからことに住民税と所得税の問題というところにあると思ひます。住民税につきましては、双方の納税者になつてゐるものは、大體課税標準が統一されておりますので問題ございません。ただ問題は、この間から御指摘がありましたように、地方税としては、地方の住民にできるだけ経費の負担をしてもらうという意味で、住民税の課税最低限と所得税の課税最低限とが、若干考え方を異にしておりま

して、標準世帯で三十万円ぐらい差があるわけがあります。これらの人たちはやはり地方独自で調査をしなければならぬので、付加税にいたしますと、その下の三十万の差というものは上まで全部響きますから、たいへんな額になります。それだけでなくて、今度は市町村においては、もしいまの所得税程度の課税最低限にいたしますと、ほとんど納税者がいないという市町村もできてしまふ。そういった点で、かえって国のほうからも、いまの交付税のような調整機能というものをもう少し強くしなければならぬ。そうすると地方の自治を害するではないかという議論も出てまいりまして、非常にいまむずかしい問題になつております。昭和三十六年までは地方税と国税がほとんど一致していたわけでございますが、分離いたしましたからこの問題がかなりむずかしくなつてきております。しかし、確かに仰せのとおりなので、税制調査会でも常にこの問題が出て、検討はし尽くしてはおりませんが、ぜひふんやっております。一つの解決の方法を求めたいとは思ひますが、そういう財政全般、地方財政と国の財政のあり方というところまで関連してくる問題になつてまいりますので、やはり相当時日をかけて検討する必要があるのではないかと思ひます。

○森岡委員 地方税につきまして、地方税コストがかなり高いのではないかと、御意見がございました。私も現在、税制の仕組みにつきまして、住民税や事業税につきましては、所得計算は法人税、所得税のようにやるといふことで、計算の仕組みは同一のものになつていくわけでありまふ。同時にまた申告につきまして、お話のございましたように、所得税の確定申告がございませうれば、住民税の確定申告は不要である、そういうふうないろいろな仕組みをとって、納税者の立場からの簡素化、また徴税コストの削減という面につとめてまいつておるつもりでございます。

さらに、府県税と市町村税の間につきましても、住民税については市町村が一括して賦課徴収

いたしまして府県に納入する。また、不動産取得税と固定資産税、同じように不動産を対象とする税につきましても課税標準価額を統一するというふうに、税制の仕組みとしてかなり関連づけまして、簡素化につとめておるつもりでございます。しかし、現実にはそのほかに、府県税で申しますと自動車税あるいは料飲税あるいは娯楽施設利用税というふうな、国税といつては関連のない税がございまして、市町村はすでに御指摘の固定資産税の評価問題を含めてかなり事務量が多うございまして、そのほかにも軽自動車税でございますとか、都市計画税でありますとか、かなり課税対象が零細でございまして捕捉徴収に非常な事務量を必要とするというものがいわば地方税として配置されておるもので、どうしても徴税吏員の数が多くなつてまいり、こういう傾向にあるのではないかと。しかし、御指摘の点につきましては、私ども大蔵省当局とも十分御相談いたしまして、慎重に時間をかけまして検討してまいりたい、こう思ひます。

○岡澤委員 確にお答えにもございましたように、この問題は将来の問題として、時間をかけて検討してもらわなければならぬ問題だということはおよくわかりますので、ぜひ前向きに国民の納得する方向で改正について御配慮願ひたい。

○田村委員 武藤山治君。

○武藤(山)委員 まず最初に、事務当局のお考えをただしたいのでありますが、なぜ本年千五百億ぼちの減税をしたのか、それがまず第一。減税の精神というか、趣旨というか、目的というか……。

○吉國(二)政府委員 ただいまお尋ねのございましたことしの減税の額でございますが、ことし九千五百億近い自然増収が見込まれたことは事実でございますが、同時に、毎々御指摘のように財政の硬直化問題があり、また、将来の財政の健全性を確保するために、国債発行額を減縮するという問題があり、それらを勘案いたしますと、この自

然増収でも足りないというふうな数字になつてまいります。私どもとしては——私どもと申しますか税制調査会といたしましては、その歳出面でできるだけ圧縮するということを中心として努力してまいりたいという気持ちはあつたわけでございますが、しかし、客観的にはきつめて削減もむずかしい。かたがた国債への依存度も押えていかなければならぬというふうな客観情勢を見まして、ことしはとにかく税体系のうちで、経済の動きに即して負担が重くなる所得税について、必要程度の減税をやつていくのではないかと、このことになつてきたわけでございます。

そのめどといたしましてはどれくらいを必要とするか。これは低ければ低いほうがいいということであれば限りがないわけでございますが、こういう財政事情のもとでまず必要と考えられることは、課税最低限の引き上げである。課税最低限の引き上げについては、税制調査会の態度としてはすでに中間答申に示しております。その中間答申で示しておる線は、昭和四十四年度程度を考へていたと思ひますけれども、課税最低限を八十三万円まで引き上げた、税率も緩和したいという意思が出ておつたわけでございますが、ことしは税率はできないけれども、一年前ではあるけれども、八十三万円はとにかく実施したい。また政府側といたしましては、毎々御指摘になりますように、四十五年度には百万円の課税最低限を実現したいということもございまして、それらを勘案すると、まずことし標準世帯で十百万円の課税最低限の引き上げはどうしても必要であるということから、いろいろ計算をした結果あつたような数字が出たということでございます。

○武藤(山)委員 従来、昭和三十五年を除いた各年度とも、大體自然増収の二〇%ぐらいをめどに減税をしたい、こういう方針で、政府はかなりの減税を進めてきたわけですね。ところが、ことしは九千五百億だから一〇%ちょっとですか、二〇%にはほど遠い。これは従来の財政運営の方式を大きく転換した。特に国民に対する、自然増

○武藤(山)委員 それでは幾ら予算に見積もってあります。

○吉國(二)政府委員 私、専門でないで申し上げかねますけれども、総体の予備費の中に入っている、幾らということは予定していないのだからと思ひます。

○武藤(山)委員 それでは、いまは主計局を早急に呼んでもらつて、総合予算主義という企画庁長官や総理大臣の答弁と違つておるから、同じ政府の主税局長が、総合予算主義の中で、人事院勧告があつた場合に幾ら予算を計上するかというところは、米価の問題と——米価は現在の価格に買入れ石数をかけてこれだけだ、賃金は大体この程度しかもう予算は措置しない、そういうことをはつきりと予算委員会が大臣が答弁しているじゃないですか、それを知らぬのですか。

○吉國(二)政府委員 財政演説でも申し上げておりましたけれども、千二百億円の予備費というものを置いて予備費の充実ははかり、そして給与改定等に備えておるのだということを言つておりましたけれども、幾らを引き当てるということとは言つていないはずであります。私もまだ予算委員会でもそこまでは聞いておりません。そういう意味で政府の……(山中)委員、吉國君、君の主税外のことをむきになつて答弁して、間違えていたらどうするのだ。主計局に答弁させるのがあたりまえだ」と呼ぶ私の答弁、少し行き過ぎておりましたので、ここは取り消して申し上げますが、私としては政府が五%の伸びで押えるということとは言つていないという前提で申し上げたいと思ひます。

○田村委員長 吉國君、所管外の答弁は禁じます。

○吉國(二)政府委員 一四%の伸びを見込みましたのは、これは御承知のとおり、経済企画庁の見通しになつた数字を基礎にとりまして、経済企画庁の伸びと課税給与所得の伸びとの開差の修正をいたしますと、人員の伸びを加えて一四%になる。いわば従来の課税実績を見、同時に経済見

通しの伸びを見てやつたわけでございまして、その点で矛盾はないと考えております。

○武藤(山)委員 主計局がおらなければ、この公務員給与の引き上げと給与総額の伸び率との矛盾というものを説明することができませんし、一応委員長が所管外のものに発言を禁止するというから、この質問はあとで保留をしてやります。

○田村委員長 武藤君、もし可能であればだれか呼びますか。おそらく参議院の予算委員会の関係があるから来れないかもしれないけれども。

○武藤(山)委員 時間がないから保留をしておきましょう。

○田村委員長 大臣がもう聞もなく来ますが、大臣に質問してもらいますか。

○武藤(山)委員 はい。

次に、四十二年度の税収の見通しですが、三月十五日で確定申告の締め切りをやりましたね。その後の大体の状況からいって、四十二年度の税収見込みというものは達せられる、あるいは少し欠陥が出るか、それとも剰余金かなり出るか、この三月十五日の決算を契機にして見込みはどうですか。

○吉國(二)政府委員 たいへんむずかしいところにいまだ来ております。つい先日発表いたしました一月末の租税収入で見ますと、ことしの補正後の予算に對しまして、一月末の累計でちょうど八〇%まで入つております。あと二、三、四という月があるわけでございしますが、去年の最終の決算額に對して、振り返つてみて、この時期が幾らの収入歩合であつたかと申しますと、八一%でございいますから、一%の狂いがあるわけでございします。ところが、本年度の税制改正のうち、登録税、印紙税等の改正の実施時期が七月になつております。後半までに増収が出る形になりますので、この一%はそういうもの、それからいま御指摘の申告所得税の増加というものでカバーできるのではないかと思ひますけれども、実は三月十五日の申告があつた集計は、どうしても二十五、六日過ぎてないとわかりません。そこを見ますと大

体見当はつくと思ひますが、かなり申告が伸びておるといふ報告も聞いておりますが、同時に延納も相当ふえておりますので、最終の徴収額としては幾らになるか、これはちよつとまだ見当がついておりません。まあ相当大きな自然増収を思ひ切つて組みましたから、増収が出るということはずなかなかなむずかしい。しかし、大体近くまではいくだろうというのが、いまの私どもの率直な見通しでございします。

○武藤(山)委員 しかし、三月十五日の申告状況というのは、それぞれの税務署で集計して、ややめどというものはすでに国税庁あるいは主税局で握つておるのじゃないですか。三月十五日の、各税務署管内の大体の集計というものは、すぐして、報告していただけますからね。それでいくと、大体目一ぱいだという意味でしようね。少し足りないという感じですか。いまのあなたの答弁では、少し足りないのかないという感じがします。私の感じでは、少し予算よりも上回るのはないかという感じがするのです。というのは、大法人の十一月決算の会社の数字が新聞にも報道されております。これによると、前年よりも三九・三%所得が伸びておる、そういうような発表を大蔵省はしておるわけですね。これは全体の税収の大体一〇%をこえるのだという発表があるわけでありまして、ですから私は、この三月の確定申告によつてかなりの税収の伸びがあるのではないだろうか、こう見ておるわけですが、その見通しは全く狂つていますか。

○吉國(二)政府委員 いまおっしゃいました十一月決算の数字は、一年決算の法人と六月決算の法人の対前年同期の数字だと思ひます。つまり対前期じゃないので一年前、これは大体私どもの予測していた数字ではございします。ですから、私どもとして予測していた数字から申しますと、大体その辺、法人の伸びはほぼ間違いないと思ひますし、それから年末のボーナスの金額は若干私どもの予想を上回りましたが、三月十五日の結果は、武藤先生よく御承知なので、いま握つておるだらうとおつしやいましたが、徴収面が、延納の程度がまだつかめないわけでございします。そういうわけで、もう少し時日をかしていただかなければいかぬと思ひますが、予算をオーバーするということは、ちよつと私どももいまのところ考えておりません。

○武藤(山)委員 きょうは、実はこまかい改正をそれぞれ一条、一条、全部お尋ねをしようと思つておつたわけですが、前回所得税法の改正のときにあまりこまかい点を見なかつたために、たとえば互助会の掛け金についての課税の問題なども見落として、法改正のときにうっかりいたしました。ですから、今度は一条、一条、逐条的に質問をしておかぬと、何がこの改正の中に書かれておるかというところを見落として、国民から大蔵委員会からよつとつかつかつたかというたいへんな非難を受けますので、一条、一条、尋ねたいと思つておるわけでありまして、その前に、申告所得の中のその他事業というのが一八%伸びる、営業は一%、農業は三%、その他事業は一八%、たいへん高い率の数値が出ておるわけでありまして、が、その他事業の一八%伸びるという根拠は何ですか。

○吉國(二)政府委員 その他事業の相当大きな部分を占めておるのは医療の所得、医者でございします。これは診療報酬の改定で七・七%のアップがございします。それを計算に入れますと、普通の事業所得の伸びにその分を加えまして計算をいたしました結果、大体いま御指摘のような数字になつておるわけでございします。

○武藤(山)委員 それからその他の一〇%の伸びという、その他は主として何ですか、これは。

○吉國(二)政府委員 去年のウェットで考えますと、大体おもなものは給与所得の申告分、それから譲渡所得、それから不動産所得、これがおもなものでございします。

○武藤(山)委員 これが前年より一〇%伸びるといふ積算の根拠は何ですか。

○吉國(二)政府委員 それぞれいまの見通しで伸

びを計算いたしましたして、その平均をとったわけでございます。

○武藤(山)委員 その伸びというのは過去三年間ですか、どういう形でそういう伸びというもの基礎を出したのですか。

○吉國(二)政府委員 過去の伸びにいまの見通しを加えまして推算をしたということでございます。

○武藤(山)委員 それをはっきりとひとつ出して下さい、どういう積算で出たのか。

○吉國(二)政府委員 例をもつて申し上げますと、たくさんありますが、たとえば配当所得がございまして、その配当所得の伸びを見る場合には、源泉分の配当の伸びの比率、これが響いてくるわけでございます。それが四十二年が一一〇%の伸びで四十三年は一一〇・四%の伸び、これは源泉のほうでこまかい計算をいたしましてそうなっておりますので、去年が一〇と見ておりますが、こしも一一〇・四というようにござい

ます。

それから不動産等につきましては、課税実績と一人当たり所得の伸びとを考へまして、去年が一二〇の伸びでありましたが、こしは一二二というふうにならざるを得ないわけでありまして、その総平均、ウェートをかけていたしまして一一〇%ということになるわけでありまして、

○武藤(山)委員 そうすると、利子所得も、利子税もこのその他に入っているわけですか。配当や利子所得、利子税……

○吉國(二)政府委員 利子は源泉だけでござい

ますから、ここには入らないわけでありまして、

○武藤(山)委員 そうすると、ここはまず配当が入っておりますが、受け取り配当の総額はどのくらいと予想して、それに対する税額は幾らくらい見込んでおりますか。

○吉國(二)政府委員 申告されると見込んだ配当は、千五百十七億円でございまして、この申告される場合には、源泉徴収分の一五%を差し引いて計算をすることになっております。

○武藤(山)委員 配当と名のつく所得は、総額でどのくらいあると大体予想しておるわけですか。

○吉國(二)政府委員 こしの見込みでは、八千五百億でございます。

○武藤(山)委員 そうすると、この税収見込みの、税制改正要綱によると、所得金額が二兆六千六百九十三億五千五百万円ですね、総所得金額が、一ページ。この内訳というものは大体どういう分類になりますか。配当が幾らで、不動産取得関係の所得が幾らで、譲渡が幾らでというこの内訳をちよつと教えてもらいたい。ちよつと額が大きいものだから、二兆六千億が。

○吉國(二)政府委員 これはいまのように配当所得などは個別に数字が出ますけれども、先ほど申し上げましたように、その他所得の内訳というものは実績で何%ということになっております。その何%の伸びを計算をしまして、四十一年度の課税実績に乘じて計算をしておりますので、そのところは積み上げ計算というよりは、総体計算になっております。

○武藤(山)委員 総体計算になっていても、さっき主税局長は、配当は四十二年が一〇で、四十三年が一〇・四と見た、さらに給与、不動産、譲渡、そういう種目をあなたは言ったから、種目別くらいは、二兆六千億のうち、何が幾ら、何が幾らくらいは、主税局としてはおそろく数字を持っておるはずだよ。持っていないで目見当でこつちやにして、ただパーセントをかけてこうなったということではあまりにもずさんな積算ですよ。

○吉國(二)政府委員 いま申し上げたのは、個別に種目ごと伸びを計算し、そのシェアごとに換算をして総合の伸びを出しておりますから、その伸びを課税実績総体にかければ、出して出せば、それをまた内訳に分ければいいわけでありまして、見込みとしてはその計算で正確を得ておる、こう考えております。

〔委員長退席、毛利委員長代理着席〕

○武藤(山)委員 この二兆六千億のうち、八千五百億ぐらゐが配当ですね。

○吉國(二)政府委員 八千五百億というのは総体の配当でございまして、そのうち源泉選択をしてい

るものもあり……。

○武藤(山)委員 だから、この中に幾ら占めてい

るか聞いています。

○吉國(二)政府委員 千五百億ぐらゐは申告をして課税を受けるものでございまして、

○武藤(山)委員 そうすると、二兆六千億のうち千五百億が配当所得だとすると、まだあと二兆五千億もあるのだから、それが数字の中心が説明でき

ないなんてばかなことではないですよ。

○吉國(二)政府委員 これは課税実績に総合の伸びをかけておるわけですから、計算を出そうと思

へば出るわけですね。(武藤(山)委員)それを聞いて

いるのだよと呼ぶ)それはすぐ計算をいたしまして、後ほど提出いたします。

○武藤(山)委員 それは後ほど出してもらう。物価

は二%伸びる、この基礎は何ですか。

○吉國(二)政府委員 この計算は、経済企画庁の鉱工業生産の伸びをとりまして、各申告時期の課税実績にそれぞれかけていって総体の所得を出し、それを平均いたしまして一一四ということになるわけでございます。たとえば来年は経済企画

庁の見通しでは九%でございますが、来年の税の

対象になります時期というのは、一年決算法人で

ございまして去年の四月に開始した事業年度、六

ヵ月決算法人でございまして去年の十月に開始し

てこししの三月に終了する事業年度まで入るわけ

でございます。そこで、こしは九%でございます

ますけれども、去年が一%伸びております。そ

れを各月別の申告税額がずっと実績で出てお

りますから、それにずつとかけて総体の計算をして

おりますが、それを総平均いたしまして一四%の伸

びということになるわけで、来年度の経済企画庁

の見通し九%とは違つておりますけれども、基礎

は同じでございます。課税年度が企画庁の見込み

年度とずれておることから一一四という数字

が出ておるわけでございます。

○武藤(山)委員 こどもどもわれわれしろうとはよく理解できない。これもひとつ、一一四になつた積算の基礎を書類にして提出願ひたい。どうですか。

○吉國(二)政府委員 これは各期のものに一々かけておりますので、非常にこまかいものでござい

ますから、ひとつ計算方式として出させていた

きます。

○武藤(山)委員 それから卸売り物価が企画庁の

経済見通しでは一%上昇、それが主税局では二%の上昇、これはどういう食い違いから出てくるの

ですか。卸売り物価もやはりいまの年度のとり方

が違つたのですか。

○吉國(二)政府委員 これは各対象期間ごとに

生産、物価の相乗でまいりますから、物価もいまと同じような計算をするわけでございます。それで企画庁の単年度計算とは、ずれるわけござい

ます。

○武藤(山)委員 どうもこの税収の見積もりは、

過去の実績を基礎とし、「所得の発生期間及び月

別決算利益の割合等を勘案し」ということで、

中身がいつも明示されない。だから、こしはひ

とつこういう中身の積算の方式もぜひ出して

らつて、主税局がどういふ科学的な根拠でこうい

うことをやっておるのかを少し明らかにいたした

いと思ひますので、ぜひひとつその点は資料で

してもらひたい。

それから主税局長、こしは減税によつて、独

身者は賞与をかりに四ヵ月分もらつたと仮定し

て、独身者の場合月給幾らから所得税がかかり

ますか。

○吉國(二)政府委員 一万九千三百円からござ

います。

○武藤(山)委員 独身者が四ヵ月分賞与をもら

う場合に、月給だと一万九千三百円から国税所得

税がかかる。いま高校を卒業した初任給が大体こ

の程度ですね。もう高校卒で二万円をこして

いると

ころもかなりあります。中学校卒の給与、それから高校卒の給与が初任給大体一万八千七百円から二万円の範囲内、そうすると、本年の減税でも、独身者の減税というものはほんとうに実情に合わない。新就職の者にも税金をかけるという結果になりますね。いかがですか。

○吉國(二)政府委員 御承知のように、公務員につきましては高校卒の初任給は一万七千三百円、中学卒が一万四千三百円、(武藤(山)委員)それである者はいないよ(と呼ぶ)いや、公務員はそれとちやんとつとめておられるわけでございます。それから就職早々でございまして四月からつとめますので、普通の高校卒ならばその年は課税されないので、二年目からでございます。

○武藤(山)委員 じゃ、いまの新就職というのは除きまして。就職して一年とたたぬうちに国税を取られる。これはまことに過酷な税金ですよ。吉國さん、戦前の昭和九年十一月を基準にして、いまの物価上昇や貨幣価値というものをインフレートして、当時の課税最低限をいまの貨幣に直すとは独身者は幾らになりますか。——たぶん昭和九—十一年が千五百円だろう。それにいまの倍率をかけてみたら課税最低限が幾らになるか。四百倍にしたってどうだ。

○吉國(二)政府委員 いま御指摘のとおり、当時の独身者の課税最低限は千五百円でございますから、約五百倍になりますので七十五万ということになるかと思ひます。

○武藤(山)委員 いま局長が答弁したように、戦前は独身者の課税最低限がいまの貨幣に直すと七十五万円、それが今度の改正でよくなったといえども平年度三十一万五千円。戦前の半分ですよ。これじゃ独身者に対してまだまだ減税の恩恵というものが少な過ぎる。もっと独身者の課税最低限にライトを当てて引き上げていいのではないか、なぜ独身者の課税最低限を三十一万五千円というふうにとどめておられるのか。

○吉國(二)政府委員 これは毎々申し上げておりますように、昭和九—十一年当時というのは、直

接税の未発達と申しますか、非常に限られた者に直接税をかける、収入の大部分と申しますか、六五%は間接税で徴収するという時代であった。その後、昭和十年台に直接税の課税が非常に進んでまいりました。しかも一方において戦時中のインフレーションの問題があり、先ほど御説明を申し上げましたように、シャープ税制で改正をいたしましたときに、財政事情その他従来の課税を引き継いできたわけでございますから、いわば日本の税制の進歩の姿、それがずっと継続していま出てきておる。そのかわり間接税は現在四〇%の負担率、また当時の税負担は地方税を含めても一三%であつたわけでありまして、全体の税は五割ぐらゐふておる。そういう意味で戦前と直ちに比較していただくのはちよつと無理がある、かように思ひうけてあります。

○武藤(山)委員 ちよつと無理であるだろうけれども、とにかく国民の実生活水準というものを考えたときには、どうも戦前と比較して独身者の課税最低限というものがまだ重過ぎる。だから、今度の改正で独身者は税額で一年間に幾ら安くなりますか。

○吉國(二)政府委員 これは収入によつて異なるわけでありまして……(武藤(山)委員)それはちよつと変えよう、三十万円のところで(と呼ぶ)三十万円はゼロでございます、千七百円引きますから。

○武藤(山)委員 三十万はゼロだけれども、これは幾ら安くなったのか。

○吉國(二)政府委員 失礼いたしました。千二百七十円安くなります。

○武藤(山)委員 独身者は一年間に千二百七十円安くなる。この一年間に独身者でたばこを吸う者を考えてもらふなさい。今度はハイライトが十円上がる。大体、一箱二十本入りで十円上がる。そうすると、たばこの値上げだけで一日十円ずつ負担増ですね。そうすると、一年は三百六十五日です。たばこを吸うのは日曜日はないんです。そうすると三千六百五十円、たばこだけで負担増になる。それで減税のほうは千二百七十円。だから、国民はいまの政府は悪い政府だと思つて

いる。いい政府だと思つてゐる人はいない。主税局長にもその一半の責任がある。こういう減税のやり方でもいい政府だと思ひますか。

○吉國(二)政府委員 千二百七十円、これはこれ以上上げようがないわけですが、それしか払つてないわけですから、ですから、減税というのはその部分は頭を打つていたわけなんです、それは別として、所得税を払つてない人は、先生がおっしゃるような問題があることは事実でございます。

これも毎度申し上げておりますが、実はたばこのみは、昭和二十六年以来ほかの物価が上がつても非常に安いわけをのんでいたことも事実でございます。酒につきましては、ほかの物価が上がつても、酒は税金分だけは安くなつておりまして、ほかの物価よりも一割五分ぐらゐ安い。税金を上げますと大体同じになる。そういう意味では、知らない間に税金が安くなつておつたものを長年のんでおつただけで、その点をことしから少し修正させていただく、こういうことだと思ひます。

○武藤(山)委員 こういうやり方の政治がいい政治か悪い政治かということに答えてもらおうと思つたのです。あなたにも一半の責任がある。どう感じておられるかということですが。

○吉國(二)政府委員 私たち税制を担当しておる者としては、税体系の均衡というものをやはり考へざるを得ない。ある税が間接税として同じ負担を課しようとしておるのかかわらず、片一方は従価税であり、片一方は従量税であるために負担がどんどんずれていく。いまのものが高いか安いというこれは議論がございまいしょうが、あるときに予定したものが知らない間にずれてバランスがとれなくなるといふことになりまして、これは税体系がゆがんでまいります。そういう意味では、私ども税制担当者としてはこれを直す努力、しかも国民に至大の影響を与えないで直すことにくふうをこら

すというのがわれわれの任務である、このように考えております。

○武藤(山)委員 そのくふうが、私の見るところではあまり適切なくふうがなされてない。もう一つ、給与所得者は四十三年分で三十七万七千五百円まで税金はかからない。事業所得者は十六万九百二十六円、それ以上はかかる。約倍ですね。給与所得者の半分でもないが、半分近く、十六万と三十万。差があり過ぎるような気がするわけですが、この事業所得者の専従者のいない独身者の場合、この比較をしてみるとあまりにも差があるような気がするのだが、これはどういうわけですか。

○吉國(二)政府委員 この差がついておるというのは、先生よく御承知のとおり、給与所得の定額控除が上がつてゐるというところからきてゐるわけですね。事業所得者の場合は、事業経費は十分に引いてあるわけでありまして、そのところは事業経費にある程度相当する給与所得控除を含んだところで課税最低限を給与所得者の場合は見ております。企業の収益には企業の収益としての課税最低限があるから、どうしてもこういうふうになります。

○武藤(山)委員 私が聞いてゐるのは、事業所得と給与所得の差が、課税最低限を見る限り少し開き過ぎておるのではないだろうか。したがつて、給与所得のほうがいいからだというのを聞こうとしておるのではない。事業所得のほうに少し手入れが不足してゐるのではないか。したがつて、事業所得のほうの課税最低限十六万は、もうちょっと上げる必要があるのじゃないか。そこはどうですか。

○吉國(二)政府委員 所得を出してしまつたあとには全く同じなものでございまして、その課税最低限の出し方が、給与所得の場合、給与の収入金額幾らに對してやつておるものですか、経費相当分——経費相当分といつては少し言い過ぎですが、経費相当分であるべき所得控除が、働いておるところで課税最低限が出ておるものですから、このまま

比較するといかにも給与所得者ばかり得をしているように見えますが、そうではなくて、逆にいえば、給与所得を控除したあとの課税最低限を両方並べますと全く一致する。事業者のほうは経費に相当するものを課税標準の加算のときに落とすとしております。これをこのまま比較するのはちよつと無理だと思ひます。

○武藤(山)委員 せつかく主計局おいでをいただきますしたのは、ことしの予備費の計上ですが、その予備費を総合予算主義と称して、大体使い道はやや大ワクがきまつておると思うのです。そこで、予備費のうち公務員給与の部分に引き当てようと思はれる額はどのくらいになりますか、こういう質問であります。

○相沢政府委員 御案内のとおり、四十三年度予算では予備費を千二百億円組んでおりますが、これは従前の災害対策そのほか、総合予算主義のためまえに基づきまして公務員の給与改定等にも備えてその充実ははかつたわけでございまして、前年の七億円に對しまして五百億円ふえておりますから、その五百億円が給与改定財源というふうに見ておるのではないかとお考え方と存じますが、そういうつもりはないのでございまして、大体千二百億円程度見ておけば、まあまあ給与改定、災害対策、その他の当初予算において予期しがたい需要には対処し得るのではないかと、かように考へて計上しているわけでございします。

○武藤(山)委員 それでは、前年の七億円はどのような使い方をなされましたか。

○相沢政府委員 前年の予備費は補正予算において、正確には覚えておりませんが、若干減額しております。その使途は、河川その他公共施設の災害復旧等がかなりの部分を占めております。ちよつと手元にいま数字を持っておりませんが、後刻調べます。

○武藤(山)委員 相沢さん、あれでしょう。企画庁長官なり、総理大臣なり、大蔵大臣は、補正予算は組まぬと再三予算委員会でも答弁をしておりますね、それはいかがですか。

○相沢政府委員 私どももことしの予算につきましては、総合予算主義のためまえで編成することとてございしますので、補正予算は組まないというふうに承知しております。

○武藤(山)委員 そういたしますと、去年七百億円組んで、大体七百億円は少し減額して使い切つたわけでしょう。それは災害その他の支出で終わつたわけだ。ことしは千二百億円になったから、差は五百億円だ。その五百億円が公務員給与の引き上げ分を手当てする以外に、方法はほかに何かあるのですか、何かお考へになつておるのですか。

○相沢政府委員 四十二年の予備費は七百億円にございしたが、補正で百七十億円減らしまして、五百三十億円というふうになつております。五百三十億円のおもな使途は、災害対策で四百二十三億円、その他で百三億円というふうになつております。災害対策の四百二十三億円のうち公共施設等の災害復旧費が三百四十二億円にございまして、その他の災害対策が八十一億円ということになつております。

○武藤(山)委員 そこで、大体災害というのは今まで通常の年で五百億円程度はかかつておるでしょう。全く災害がないという年はないと思ひますが、その過去の趨勢はどうなんですか。

○相沢政府委員 災害対策の経費は、緊急のものは予備費で支出いたしまして、自らは補正のチャンスに補正予算に組んでおります。両者を合わせまして、過去三年について申し上げますと、四十年が五百五十億円、四十一年が四百七十四億円、四十二年が五百七十億円にございします。したがひまして、まあまあ平均で五百億円程度と御承知おきいただければけっこうと存じます。

○武藤(山)委員 そういたしますと、千二百億円から五百億円を引いて七百億円残る、この七百億円を全部かりに公務員賃金のベースアップに充てたとして何%くらいに該当しませうか。

○相沢政府委員 これは何月から実施するかという点にも関係いたしますが、ことしの給与改定費は、一般会計でございしますが五百四十四億円、

これが八月実施でございしたか、七・九%ということなので、それから推計すれば、もし八月実施ならば一〇%ぐらひになりませうか、ちよつと計算してみないとわかりませうけれども……。

○武藤(山)委員 主税局長、いまお話をそばで聞いていて、相沢さん補正予算は組まないという政府方針であること、同時に予備費で千二百億円、うち約五百億円が災害と見ても、よく見て大体一〇%、あるいはもっと減らされて五百億円というふうになれば、ベースアップ分はおそらく五%程度になるのではないかと、五百億円の場合はいかがですか。相沢さん、もし五百億円をベースに充てたとした場合に、かりに八月実施とした場合に何%に当たりますか。

○相沢政府委員 去年が五百四十四億円で七・九%にございしますから、ことしもやるとしますと、そのベースが、昇給原資とそれから給与改定でもって約一割程度上がりまして、まあ大体五百億円ですと七・八%になりますか、そういう数字になるかと存じます。

○武藤(山)委員 どうも主税局長の給与総額一四%の上昇という見積もりの根拠は、そういう政府の予算編成方針というものを十分勘案しておらない、こゝろ私は思うのですが、いまの相沢さんの説明で、主税局長どう感じますか。

○吉國(二)政府委員 この一四%と申しますのは、雇用の伸びが御承知のとおり経済見通しで三・三%にございしますから、それとの相乗でございします。したがつて、大体一〇%程度が所得の伸びにございします。これには定昇も入つておるわけでございしますから、大体経済見通しの数字が、やはり予算とコーディネートできているわけでございします。これを前提にしてつくつておりますから、そこに矛盾はないとわれわれ考へております。

○相沢政府委員 ちよつと補足いたしますと、公務員の場合には、七・七とか八とか申しますのは、いわゆる給与改定による上昇でございします。そのほか定期昇給の問題がございします。定期昇給分が御案内のとおり三%弱ぐらひありますから、

それと合わせますと四十二年でも一〇%強ぐらひになるかと存じます。

○武藤(山)委員 一〇%強になつても、やはり一四%という給与総額の算定基礎には私は納得いきません。これはこういう積算でこういう方式でこゝろなつたんだというものを、あとでひとつ資料で出してもらいたい。

約束の時間が一時までということにございしますから、きょうの質問は一応これで終わります。また来週資料が出てからその資料に基づいてじっくりひとつ討議をいたしたいと思ひます。

○吉國(二)政府委員 先ほど申し上げましたが、公式をお出しをしたいと思います。

○毛利委員長代理 この際、暫時休憩いたします。

午後零時五十九分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかつた〕

大蔵委員会金融及び証券に関する小委員会議録
第一号中正誤

誤 正

一ページ欄外 三月八日 三月十八日